

改正案	現行
<p>(受検資格)</p> <p>第二十七条の五（略）</p> <p>2 二級の技術検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 建設機械施工 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者</p> <p>イ 学科試験 当該学科試験が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者</p> <p>ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。(2)及び次号ロ(1)において同じ。</p> <p>。又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの</p> <p>(2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの</p> <p>(3) 受検しようとする種別に関し六年以上の実務経験を有する者</p>	<p>(受検資格)</p> <p>第二十七条の五（略）</p> <p>2 二級の技術検定を受けることができる者は、次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 建設機械施工 次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校を含む。以下同じ。）又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種別に関し二年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの</p> <p>ロ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する一年六月以上の実務経験を含む三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの</p> <p>ハ 受検しようとする種別に関し六年以上の実務経験を有する者</p> <p>ニ 建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する四年以上の実務経験を含む八年以上の実務経験を有する者</p> <p>ホ 国土交通大臣がイからニまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者</p>

(4) 建設機械施工に関し、受検しようとする種別に関する四年以上の実務経験を有する者

(5) 国土交通大臣が(1)から(4)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

二 土木施工管理、建築施工管理、電気工事施工管理、管工事施工管理又は造園施工管理 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者

イ 学科試験 当該学科試験が行われる日の属する年度の末日における年齢が十七歳以上の者

ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目（土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種別。(2)において同じ。）に関し三年以上の実務経験を有する者  
で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(2) 受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者

(3) 国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

二 土木施工管理又は建築施工管理（国土交通大臣が指定する種別のものに限る。） 次のいずれかに該当する者

イ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種別に関し三年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

ロ 受検しようとする種別に関し八年以上の実務経験を有する者

ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

三 土木施工管理若しくは建築施工管理（前号の国土交通大臣が指定する種別のものを除く。以下「一般土木建築施工管理」という。）又は電気工事施工管理、管工事施工管理若しくは造園施工管理 次に掲げる試験の区分に応じ、それぞれに定める者

イ 学科試験 次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの

(2) 受検しようとする種目（一般土木建築施工管理にあつては、種別。ロ(1)及び(2)において同じ。）に関し八年以上の実務経験を有する者

(3) 国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者

ロ 実地試験 次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した後受検しようとする種目に関し三年以上の実務経験を有する者で在学中

<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(試験の免除)</p> <p>第二十七条の七 次の表の上欄に掲げる者については、申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。</p>
<p>二級の技術検定の学科試験に合格した者</p>	<p>種目（建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする二級の技術検定（検定種目その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間内に行われるものに限る。）の学科試験の全部</p>	
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(試験の免除)</p> <p>第二十七条の七 次の表の上欄に掲げる者については、申請により、それぞれ同表の下欄に掲げる試験を免除する。</p> <p>に国土交通省令で定める学科を修めたもの  (2) 受検しようとする種目に関し八年以上の実務経験を有する者  (3) 国土交通大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有するものと認定した者</p>
<p>二級の技術検定の学科試験に合格した者</p>	<p>次の各号に掲げる種目の区分に応じ、当該各号に定める技術検定の学科試験の全部</p> <p>一 第二十七条の五第二項第一号又は第二号に掲げる種目 種目及び種別を同じくする次回の二級の技術検定</p> <p>二 第二十七条の五第二項第三号に掲げる種目 種目（一般土木建築施工管理にあつては、種目及び種別）を同じくする二級の技術検定</p> <p>で国土交通大臣が定めるもの</p>	

(略)

(略)

(略)

(略)